

ふじみ野市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>

ふじみ野市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>

ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定任期付職員に対する給与条例第12条の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定任期付職員に対する給与条例第12条の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>5 (略)</p>

ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定任期付職員に対する給与条例第12条の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定任期付職員に対する給与条例第12条の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>5 (略)</p>